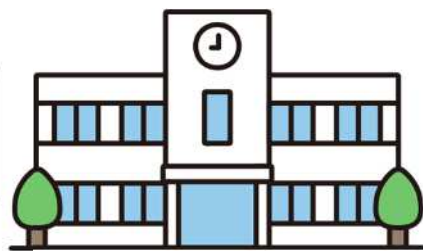


氷見市若者移住者奨学金返還支援補助金



氷見市では、若者の移住・定住を促進するため、氷見市へ転入した方が自ら返済している奨学金について、返済額の一部を補助します。

◆申請要件

転入した時点において、次のすべてに該当する方が支援対象となります。

- ・①令和7年4月1日以降に氷見市へ転入した人で継続して住んでいる方
※6ヶ月以上氷見市に住んでいることが必要です。
- ・②転入日時点で39歳以下の方
- ・③10年以上、氷見市に継続して居住する意思がある方
- ・④大学等への進学時または在学中に奨学金の貸与を受け、自ら返済している方
- ・⑤奨学金の返済に滞納がない方
- ・⑥奨学金の返済について、他の助成を受けていない方
- ・⑦申請者及び世帯員に市税の滞納がない方

◆対象となる奨学金

- ①独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- ②地方公共団体等の奨学資金

※氷見市に既存の世帯への一部転入の場合は対象外となります。

◆補助金額

前年1月から12月までに返済した奨学金の額の2分の1を補助します。

通常：年額10万円

市内事業所等で働いている方：年額12万円

※対象期間が1年に満たない場合は、対象月数に応じて補助金額を計算します。

※市内事業所等で働く方は、就労証明書等の提出が必要です。

◆補助対象期間

最長10年間、奨学金の返済を支援します。

※補助対象期間は、氷見市に転入後、奨学金を返済した最初の月から120か月です。

奨学金を完済

◆申請期間

毎年1月1日から2月末日まで

※2月末日が市の休日に当たる場合は、その前の閉庁日までとなります。

※12月末日現在で申請要件を満たしている必要があります。

◆補助金の返還

転入後10年以内に市外へ転出した場合、交付された補助金は返還となります。

◆申請書類

- ☐ 氷見市若年移住者奨学金返還支援補助金交付申請書
- ☐ 氷見市若年移住者奨学金返還支援補助金申請に関する誓約書（初回申請時のみ）
- ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書（初回申請時のみ）
- ☐ 口座振替申出書（初回申請時のみ）
- 〈市内事業所等で働いている方〉
- ☐ 就労証明書

※個人で事業等を行う者については自らの業を営むことが確認出来る書類
（登記事項証明書、確定申告書、開業等届出書等の写し）

対象者		書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	☐	戸籍附票(婚姻等に伴い本籍を変更した場合は、本籍を変更する前の住所歴がわかる戸籍附票の除票) (初回申請時のみ)	住所歴 (氷見市に転入した日直前に1年間氷見市に居住していなかったか)	本籍地が氷見市内→氷見市役所窓口 本籍地が氷見市外→本籍地へ郵便請求など
	☐	通帳の写し(キャッシュカード可) (初回申請時のみ)	金融機関、支店名、名義、口座番号	
	☐	奨学金の毎月の返済金額が確認出来る書類	奨学金の返済金額	
市内事業所等で働いている方	☐	就労証明書 (個人事業主の場合は自らの業を営むことが確認出来る書類)	就労の事実確認	

☆ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。
【問合せ先】氷見市企画政策部 未来戦略課 ☎0766-74-8190